

# 令和8年度中小企業人材確保事業 採用力強化支援事業 企画提案募集要領

## 1 事業の名称

令和8年度中小企業人材確保事業 採用力強化支援事業

## 2 事業目的

人手不足である中小企業では認知度不足、採用に係る人員・費用の不足が課題となっているため、県内中小企業が自社ブランディングの方法やSNSの活用手法を学び、身に着けたノウハウを県外の就職・転職フェアへの出展等の採用活動に生かすことで、県外からの人材の移住促進と、不足する産業人材の確保を図る。

## 3 事業の内容

別添仕様書のとおり

## 4 応募資格

応募の資格者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4〈一般競争入札の参加者の資格〉の規定に該当しないこと。
- (3) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されており、企業・求職者を対象とした採用・就労支援の履行実績を有する者であること。
- (4) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (5) 「愛知県知事が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 5 募集期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月10日（火）正午まで

## 6 契約条件

- (1) 契約金額限度額  
総額で24,695,858円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 契約保証金  
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。  
ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除する。
- (3) 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月24日まで
- (4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

事業完了後、実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計となることから、すべての経費にはその収支を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(6) その他

企画提案の内容に基づく積算額は、契約時においても同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 7 事業説明会の開催

以下のとおり事業説明会を開催する。なお、会場の都合により、出席者は1応募者につき2名以内とする。※説明会への参加は必須ではないが、可能な限り参加すること。

(1) 日 時

令和8年3月2日(月) 午前11時から

(2) 場 所

愛知県自治センター 6階 602会議室

(3) 内 容

事業内容の説明

(4) 申込方法

以下の事項を記載した電子メールを令和8年2月27日(金)正午までに送信すること。

件 名：「中小企業人材確保事業 採用力強化支援事業 説明会参加申込み」

本 文：①事業者名 ②参加者氏名【全員分】

③連絡先(電話番号・電子メールアドレス)【代表者のみ】

送信先：shugyo@pref.aichi.lg.jp

持ち物：募集要領、仕様書及び企画提案書等作成要領等は各自持参すること

## 8 応募方法

本事業の受託希望者は、下記により企画提案書等を提出すること。

提出にあたっては、別添「中小企業人材確保事業 採用力強化支援事業 企画提案書等作成要領」を確認の上、作成すること。

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ①(様式1) 提案応募書
- ②(様式2) 業務実施体制
- ③(様式任意) 企画提案書
- ④(様式任意) 経費積算内訳書
- ⑤(様式3) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類
- ⑥(様式4) 公正採用選考人権啓発推進員設置確認書(※該当有の場合のみ)
- ⑦応募者の概要が分かるもの(企業案内等)

⑧定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

⑨貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類（直近1年分）

⑩納税証明書（国税、県税、市町村税）

イ 提出部数

各9部（正本1部 副本8部）

ウ 提出仕様

A4判、縦置き、横書き、左綴じ（A3判を使用する時は三つ折りにすること）

エ 提出期限

令和8年3月10日（火）正午（必着）

※企画提案書に不備等があり提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、提出書類は返却しない。

オ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）

- ・持参とする場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。

（2）提出書類の取り扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがある。

オ 情報公開のあった企画提案書については次のとおり取り扱う。

- ・採用となった企画提案について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案書の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

（3）提出先・応募に関する問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階

愛知県 労働局 就業促進課 若年者雇用対策グループ

電話 052-954-6366（ダイヤルイン）

## 9 選定事業者数

1者

## 10 提案事業の審査・選定等

（1）審査方法等

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会において対面方式のプレゼンテーションによる審査を行う。

ただし、4者以上の企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県におい

て書面による予備審査を行い、上位3者を選定委員会での審査の対象とする。

予備審査は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選定委員会について（別途通知）

ア 日 時

令和8年3月27日（金）予定

イ 場 所

愛知県庁内会議室

ウ 選定方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者10分間程度のプレゼンテーション後に質疑応答を行う。

(3) 審査基準

①事業の実施体制

- ・事業を適切かつ確実に実施できる体制となっているか
- ・事業実施のスケジュールは適切か
- ・事業の趣旨を理解しているか

②過去の事業実績

- ・過去の類似実績から判断して、本事業を円滑かつ適切に遂行できる能力が高いか

③提案項目

- ・採用戦略支援塾、伴走型支援・フェア出展等採用活動への支援事業は、事業目的を達成するために効果的な内容か
- ・付加提案は、事業効果を高める内容となっているか

④広報の内容

- ・企業の募集方法は具体的で現実的か
- ・より多くの企業を集客できる、効果的な工夫があるか

⑤経費積算

- ・経費項目、金額は適切か

⑥社会的価値の実現に資する取組状況

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・自動車エコ事業所の認定
- ・障害者法定雇用率の達成の有無
- ・協力雇用主の登録
- ・保護観察対象者等の雇用
- ・障害者就労施設等からの物品および役務の調達実績の有無
- ・あいち女性輝きカンパニー認証の有無
- ・女性の活躍促進宣言の提出
- ・えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）の有無
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無

- ・あいっこ家庭教育応援企業への賛同
- ・くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）の有無
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定
- ・愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施
- ・公正採用選考人権啓発推進員設置の有無

(4) 選定の要件

応募者が、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することを委託先としての選定要件とする。

(5) 選考結果

全応募者に対して書面で通知する。

(6) 契約

選定委員会において、最も優れた提案に選定された応募者と協議、調整のうえ、契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

## 11 スケジュール（予定）

令和8年2月19日（木）	募集開始
令和8年3月2日（月）	事業説明会
令和8年3月10日（火）正午	企画提案書提出期限
令和8年3月27日（金）予定	選定委員会による審査、委託先の決定
令和8年4月1日（水）	契約、事業開始

## 12 その他

- (1) 企画提案書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
  - ア 提案書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、指示内容に違反があった場合。
  - イ 県職員又は選定委員会関係者に対して、提案事業の選定に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 本事業の実施は令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の地域未来交付金の交付決定を条件とする。
- (4) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (5) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

## 13 事業提案に関する質問

電子メールにて、令和8年3月5日（木）まで質問を受け付ける。件名を「中小企業人材確保事業 採用力強化支援事業に関する質問」とし、就業促進課（shugyo@pref.aichi.lg.jp）あてに送信すること。

質問に対する回答は、速やかに、就業促進課のWEB ページに掲載することとし、個別に回答しない。

(掲載先：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/>)